

## アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

## 逮捕に伴う自動車内部の無令状搜索

—Thornton v. United States, 541 U.S. 615 (2004)—

## I はじめに

本件は、捜査官が接触を開始した時点で既に自動車を降りていた者を逮捕した場合でも、自動車の内部を搜索することができるのか、ということが問題となった事案である。

かつて、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）は、ベルトン判決において、逮捕に伴うものとして許容される自動車内部の無令状搜索の範囲に関して、「明確なルール (bright line rule)」を定立した<sup>(1)</sup>。それは、捜査官は、自動車の乗員を適法に逮捕した場合には、逮捕に伴って、自動車の座席部分及びそこで発見された容器の内部 (the contents of any containers found within the passenger compartment) を搜索できる、というものである。この「明確なルール」(ベルトン・ルール) は、その後の自動車乗員の逮捕に伴う無令状搜索の実務に強い影響を与え、現場の警察官にとって単純で理解し易い基準を定立するという連邦最高裁の目標は一定程度達成されたとされる<sup>(2)</sup>。しかし、他方で、どのような場合に、ベルトン・ルールの適用があるのか、ということについて、同判決で具体的な判断が示されていなかったため、本件のように「先程まで自動車に乗っていた者 (recent occupants)」(以下、「準乗員」とす

(1) New York v. Belton, 453 U.S. 454 (1981) [紹介, 渡辺修・アメリカ法1983年1号186頁, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第二巻』37頁〔洲見光男〕(成文堂, 1986年)].

(2) See, David M. Silk, *When Bright Lines Break Down: Limiting New York v. Belton*, 136 U. PA. L. REV. 281, 303 (1987). 各州におけるベルトン・ルールの採用状況については、次の文献を参照。Eugene L. Shapiro, *New York v. Belton and State Constitutional Doctrine*, 105 W. VA. L. REV. 131, 141 (2002).

る)を逮捕した場合に許容される搜索の範囲については、不明確なところが残ることになった<sup>(3)</sup>。

本判決は、この問題について連邦最高裁が判断を示し、ベルトン判決の射程を確認したものである<sup>(4)</sup>。以下、その内容を紹介すると共に、若干の検討を加えることにする。

## II 事案の概要

ヴァージニア州警察の捜査官ニコルスは、制服を着用し覆面パトカーを運転していたところ、上告人ソーントンが、自車の隣を走るのを避けるように自動車の速度を落としたのに気付いた。捜査官は、自分が警察官であることを察知した上告人が、何等かの理由で警察官である自分の横を走行したくないのではないかと思い、車を道路わきに寄せたところ、上告人は彼の車を追い越していった。その後、捜査官が上告人の車のナンバーを照会したところ、それは上告人の運転する自動車に対して発行されたものではないことが明らかとなった。そこで、捜査官は上告人に停車を命じようとしたが、その前に、上告人は自車を停車区域に乗り入れ、自動車から降りてしまっていた。捜査官はパトカーを停車し、上告人に近付き、免許証の呈示を求めた。そして、捜査官は、上告人に対し、彼の運転する車に付けられているプレートのナンバーは、その車に対して発行されたものではないことを告げた。

上告人の挙動が不審なことから、捜査官は、自らの安全を考え、上告人に対し、薬物や銃器を所持していないか、又は、車内に置いていないか、質問したが、上告人は、否定した。捜査官が、上告人に対し、着衣の上から触れてもよいか、と質問したところ、上告人はこれに応じた。捜査官は、上告人の左前ポケットに膨らみを感じたので、再度、上告人に対し、違法な薬物を所持していないか尋ねた。今度は、上告人は、所持していると答え、ポケットの中から2

(3) See, e.g., Leslie A. Lunney, *The (Inevitably Arbitrary) Placement of Bright Lines: Belton and Its Progeny*, 79 TUL. L. REV. 365, 367-68 (2004).

(4) 連邦最高裁は、以前にも、本件と同様ベルトン判決の射程が問題となる事案について、裁量上告が求められたことがあった。See, *Florida v. Thomas*, 532 U.S. 774 (2001); *Arizona v. Gant*, 538 U.S. 976 (2003). しかし、裁判権の欠如等の理由により、いずれの事案においてもベルトン判決の射程について判断を示すに至らなかった。See *Florida v. Thomas*, *supra*, at 781; *Arizona v. Gant*, 540 U.S. 963 (2003).

つの袋を取り出した（1つには、マリファナが、もう1つにはコカインが入っていた）。捜査官は、上告人を逮捕し、パトカーの後部座席に乗せた。その後、捜査官が、上告人の自動車を捜索したところ、運転席の下から拳銃が見付かった。

連邦大陪審が、薬物取締法違反及び銃器取締法違反（federal drugs and firearms violations）で上告人を起訴したのに対し、上告人は、憲法に違反した捜索の結果得られたものであるとして、拳銃の証拠排除を申し立てた。

第1審裁判所は、ベルトン・ルールからすると本件自動車の捜索は有効であるとの判断を示して、上告人の申立てを斥けた<sup>(5)</sup>。これに対し、上告人は、ベルトン・ルールの適用は、被逮捕者が車の中にいた時から、捜査官との接触が開始した場合に限られる、と主張して控訴した。

第4巡回区連邦控訴裁は、逮捕に伴う捜索について伝統的に認められている正当化根拠——「身柄拘束にあたる捜査官の身体の安全を保護するために、被疑者の武器を取り上げる必要」及び「後に公判で用いる証拠を保全する必要」——からすると、上告人の主張するようにベルトン・ルールの適用範囲を限定することは妥当でない、との判断を示した。そして、ベルトン・ルールを拡張し、準乗員を逮捕した場合に、時間的・場所的關係の如何に拘わらず、自動車の内部を捜索できるとすることは許されないとしながら、第4巡回区連邦控訴裁は、本件において、逮捕の時点で、上告人と捜索の対象となった自動車とが「時間的・空間的に」緊密な關係にあったことを指摘し、捜査官の行為はベルトン・ルールのもとで合理的な捜索と認められる、との結論を下した<sup>(6)</sup>。

### III 判決の要旨

法廷意見（レーンクィスト長官執筆）は、大要、以下のように述べて原判決を支持した<sup>(7)</sup>。

(5) なお、第1審裁判所は、捜索の適法性を判断するにあたって、捜査官が物品目録作成のための自動車内部の捜索（an inventory search of the automobile）をなし得たことを指摘している。しかし、第4巡回区連邦控訴裁は、本件捜査官の行為をベルトン・ルールのもと適法と認められる逮捕に伴う捜索であるとの判断のみを示している。See *United States v. Thornton*, 325 F. 3d. 189, 196 (2003).

(6) See *id.* at 195-97.

(7) *Thornton v. United States*, 541 U.S. 615 (2004). 本判決においては、レー

ベルトン判決において、当裁判所は、チャイメル判決に言及し、自動車の乗員を適法に逮捕した場合には、捜査官は、逮捕に伴う処分として当該自動車の内部を無令状で捜索できる、という判断を示した。

当裁判所は、ベルトン判決において、捜査官が乗員に自動車から降りるように指示したという事実、及び、捜査官が乗員との接触を開始したのは、乗員が未だ自動車内にいる時点からであったという事実のいずれについても、重要であるとは考えていなかった。したがって、本件において、被逮捕者の直接の支配下にあると一般的に認めらる空間の範囲 (the span of the area generally within the arrestee's immediate control) が、被逮捕者が捜査官の指示により車を降りたかどうか、又は、捜査官の被逮捕者との接触が、その者が車内にいる内に開始されたかどうか、によって決定されるとの結論をとるべき理由は存在しない。

重要なのは、自動車の側にいる人物を逮捕する場合も、自動車の内部にいる者を逮捕する場合と同様、捜査官の身体の安全と証拠の破壊が問題となる、ということである。上告人の主張する「接触開始 (contact initiation)」ルールのもとでは、被疑者が自動車から離れるまで身を隠していた方が安全かつ効果的である、と捜査官が判断した場合に、当該捜査官は、逮捕行為後引き続いて車内を捜索することはできないことになってしまう。しかし、これでは、捜査官の身の安全、及び、隠匿・破壊される虞のある証拠を危険にさらすことになるが、修正4条はこのような危険を冒すことを要求するものではない。ベルトン判決によって、捜査官は、「乗員」又は「準乗員」を適法に逮捕した場合

---

ンクイスト長官が執筆した意見のうち脚注4を除いたものが、法廷意見となっている。意見の構成は、ケネディ、トーマス、ブライヤー裁判官が脚注4を含めて法廷意見に同調し、オコーナー裁判官が脚注4除いて法廷意見に同調・一部補足意見を述べている。また、スカリア裁判官が結論同意意見を執筆し、ギンズバーグ裁判官がこれに同調している。これに対し、反対意見はスティーブンス裁判官が執筆し、スーター裁判官がこれに同調している。

ちなみに、レーンクイスト長官執筆意見の脚注4には、スカリア裁判官の結論同意意見に対する批判が記されている。その趣旨は、本件においては、逮捕の理由となった犯罪に関連する証拠が自動車内部に存在すると考えるのが相当な場合に、ベルトン・ルールの適用を限定すべきである、との主張がなされているわけではないので、スカリア裁判官の分析は行き過ぎである、というものである。

に、それに引き続いて、車内を捜索することが認められるのである。そして、被逮捕者が「準乗員」にあたるかどうかは、逮捕及び捜索時点での同人と自動車との時間的・空間的關係によって判断されるのであって、捜査官が接触を開始した時点で被疑者が自動車の中にいたか、外にいたかで決まるものではない。

確かに、自動車の内部にある全ての禁制品 (contraband) が、「準乗員」にとって直ちに利用可能である、とまではいえない。しかし、「明確なルール」——捜査官が容易に理解することができ、且つ、ある場合に当該物が被逮捕者の直接の支配下にあるか否か、という争いの余地ある評価に左右されないルール——の必要性によって、ベルトン判決のような一般化が正当化されるのである。上告人が主張するようなルールのもとでは、捜査官は、被疑者が車内にいる内に同人に直面したか、若しくは、対面するように求めたかどうか、また、被疑者は、捜査官の指示を認識せずに、若しくは、それとは無関係の理由から車を降りたかどうか、を判断しなければならないであろう。このようなルールでは、現場の捜査官及び裁判所に事案ごとの判断 (the sort of ad hoc determination) を求めることになるが、それはベルトン判決が避けようとしたものである。

## IV 解 説

### 1 逮捕に伴う捜索として許容される範囲

#### (1) 「事案ごとの判断」と「明確なルール」

本件の法廷意見は、自動車乗員の逮捕に伴う捜索に関する先例であるベルトン判決の考え方を踏襲し、その射程を確認したものといえる。そこで、以下では、まず、本判決が依拠するベルトン判決、及び、同判決が依拠するチャイメル判決を中心に、この点に関する連邦最高裁の動向をみることにする<sup>(8)</sup>。

(8) この点に関する邦語文献としては、田宮裕『捜査の構造』215頁(有斐閣、1971年)、東條喜代子「アメリカにおける適法な逮捕に伴う令状によらない家屋の捜索の合憲性について——捜索の許容されうる範囲を決定する基準の変更とその影響について——」産大法学8巻1号100頁(1974年)、同「アメリカにおける令状によらない自動車の捜索の合憲性について——バーガー・コートにおける令状によらない自動車捜索判例の動向について」産大法学10巻1号44頁

逮捕に伴い無令状で捜索を実施すること自体は、古くから連邦最高裁によって認められていたものの、その場合に許容される捜索の範囲については、連邦最高裁の判例の間で見解の相違があった<sup>(9)</sup>。この点について、連邦最高裁として判断を統一したのが、チャイメル判決である<sup>(10)</sup>。同判決においてスチュアート裁判官による多数意見は、逮捕の際、捜査官が、武器を発見・除去するために、また、証拠の隠滅を防ぐために、被逮捕者の身体を捜索すること、及び、「被逮捕者の直接の支配下にある場所」——被逮捕者が武器又は破壊できる証拠を手にし得るような場所——を捜索することは必要であり、十分な合理性があると述べた。そして、逮捕に伴う捜索として許容される範囲は、被逮捕者の直接の支配下にある領域に限られるとした上で、本件捜索はその範囲を超えており、不合理なものであるとの判断を示したのである<sup>(11)</sup>。

この判決において、連邦最高裁は、個々の事案における逮捕に伴う捜索の合理性を事案の全事情によって判断するという形式は維持しつつ、捜査官並びに裁判官が捜索の合理性を判断するための基準——捜索・差押の対象となった物が、逮捕時点で、被逮捕者の直接の支配下にあったか否か——を定立した、とみることができる<sup>(12)</sup>。しかし、従来の判例の見解が一応整理され、逮捕に伴

---

(1976年)、緑大輔「合衆国での逮捕に伴う無令状捜索」一橋論叢128巻1号75頁(2002年)参照。

(9) See, e.g., *Weeks v. United States*, 232 U.S. 383, 392 (1914); *Carroll v. United States*, 267 U.S. 132, 158 (1924); *Angello v. United States*, 269 U.S. 20, 30 (1925); *Marron v. United States*, 275 U.S. 192, 199 (1927); *United States v. Lefkowitz*, 285 U.S. 452, 453 (1932). See also, David, *supra* note 2, at 282; Leslie, *supra* note 3, at 370. なお、この問題は、逮捕に伴う捜索を修正4条との関係でどのように位置づけるか——修正4条前段の合理的な捜索として許容されるのか、特別の理由により修正4条後段の規定する令状主義の例外として許容されるのか——、という問題と関連する。田宮・前掲注(8)216頁参照。

(10) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969) [紹介、香城敏磨・アメリカ法1970年2号278頁]。事案は以下のとおりである。捜査官は、コイン・ショップへの侵入盗の疑いで、被告人チャイメルを自宅(玄関付近)で逮捕した。捜索令状の発付を受けてはいなかったが、捜査官は、逮捕に引続き、チャイメルの自宅全体を捜索し、盗まれたコイン等の物件を発見し、差し押さえた。これに対し、被告人は、当該捜索・押収は許容される場所的範囲を超えるものであり、違法であると主張した。

(11) See *id.* at 768.

(12) See David, *supra* note 9, at 284, 287.

う捜索の合理性を判断するための指針が示されたものの、「被逮捕者の直接の支配下にある場所」という文言が具体的にどの範囲を示すかということなどが明らかにされなかったため、依然、現場の捜査官及び下級審裁判所の間に混乱が残る結果となった<sup>(13)</sup>。

こうした状況に対し、チャイメル判決から4年後に出されたロビンソン判決において、現場の捜査官に理解・適用し易いルールを定立するという連邦最高裁の姿勢が明確なものになる<sup>(14)</sup>。事案は、免許取消後の運転等を理由として適法な逮捕がなされた後、捜査官が、被逮捕者の武器等の所持について懸念を抱いていなかったにも拘わらず、警察規則に従って同人の身体を捜索したところ、ヘロイン入りのタバコが着衣のポケットから発見された、というものである。同判決において、レーンクィスト裁判官による法廷意見は、武器又は証拠が被逮捕者の身体から発見される蓋然性の存否に関係なく、適法な逮捕が行われたという事実によって捜索を行う権限が認められるとした。そして、逮捕に伴う被逮捕者の身体全部の無令状捜索は、修正4条の令状主義の例外にあたるだけではなく、同条の規定する合理的な捜索の例外にあたるとの判断を示し、本件捜索を修正4条違反とした原審を破棄したのであった<sup>(15)</sup>。これによって、適法に逮捕がなされた場合に、捜査官は、それに伴う処分として被逮捕者の身体全体について捜索が可能である、という現場の捜査官に理解・適用し易いルールが定立されることになったのである<sup>(16)</sup>。

そして、チャイメル判決から10年以上が経過した1981年に、連邦最高裁は、「被逮捕者の直接の支配下にある場所」という文言が具体的にどの範囲を示すか、という問題について判断する機会を得た。これが、本判決の依拠するベル

(13) See Leslie, *supra* note 3, at 376.

(14) United States v. Robinson, 414 U.S. 218 (1973) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第一巻』59頁〔原田保〕(成文堂、1982年)]. この判決を検討した文献として、以下のものがある。Wayne R. LaFave, “Case-by-Case Adjudication” Versus “Standardized Procedures”: The Robinson Dilemma, 1974 S. Ct. Rev. 127 (1974); Albert W. Alschuler, *Bright Line Fever and the Fourth Amendment*, 45 U. Pitt. L. Rev. 227, 256-72 (1983). 当時、明確なルールが要求された理由については、次の文献を参照。David, *infra* note 9, at 286; Roger B. Dworkin, *Fact Style Adjudication and the Fourth Amendment: The Limits of Lawyering*, 48 Ind. L. J. 329, at 365 (1973).

(15) See *id.* at 235.

(16) See David, *supra* note 9, at 287.

トン判決である<sup>(17)</sup>。ベルトン判決においては、自動車の乗員を逮捕した場合に、その者が乗っていた自動車の内部をチャイメル判決にいう「被逮捕者の直接の支配下にある場所」にあたるとして搜索できるか、ということが問題になった。この判決において、スチュアート裁判官による法廷意見は、まず、チャイメル判決の趣旨——適法に逮捕が行われた場合に、捜査官は、逮捕に伴う処分として、被逮捕者の身体及びその直接の支配下にある場所について無令状での搜索を正当化する状況が生じること——を確認した上で、このチャイメル判決の定立した基準は充分明確なものではあるが、事案によってはこれを適用することが困難な場合がある、との認識を明らかにした<sup>(18)</sup>。そして、修正4条の保護を実現するためには、どのような場合に法執行のためにプライバシーの利益の侵害が正当化されるかについて、捜査官が、処分に行く前に、正しい判断をすることができるような単純で明確なルールが必要であると<sup>(19)</sup>、そのような「明確なルール」の例として上記ロビンソン判決を引用する<sup>(20)</sup>。その上で、本件のような自動車乗員の逮捕に伴い許容される自動車内部の搜索範囲はどこまでか、という問題については、このような「明確なルール」が存在しないことを指摘し、チャイメル判決の趣旨に従うとしつつ、自動車の座席部分というものは、当然に「被逮捕者の直接の支配下にある場所」に含まれるとまではいえないものの、比較的狭い範囲であり、事実上一般的にはそのように認められると述べ、自動車の乗員を適法に逮捕した場合に、捜査官は、逮捕に伴うものとして、自動車の座席部分、及び、開閉状態に拘わらず座席部分に置いてある容器の類を搜索できる、との「明確なルール」(ベルトン・ルール)を打ち立てた。

## (2) 「明確なルール」の動揺

以上が、本件ソートン判決において、法廷意見が依拠している「明確なルール」(ベルトン・ルール)である。これに対しては、判決が出た直後から、様々な批判が加えられた。それらは、「明確なルール」の必要性自体を疑問視するものから、「明確なルール」の必要性自体は否定しないものの、ベルトン判決が示したそれは適切なものとはいえないとするもの、濫用の危険を指摘す

(17) See *New York v. Belton*, *supra* note 1, at 454.

(18) *New York v. Belton*, *supra* note 1, at 458, 460.

(19) *Id.* at 458 (*quoting* LaFave, *supra* note 14, at 142).

(20) *Id.* at 459 (*quoting* *United States v. Robinson*, *supra* note 14).

るもの、など多岐にわたる<sup>(21)</sup>。これらの批判にも拘わらず、連邦最高裁は、本件ソーントン判決において、自動車乗員の逮捕に伴い許容される自動車内部の搜索の範囲につき、「明確なルール」(ベルトン・ルール)を維持することを明らかにした。しかし、本件のような場合をその適用範囲内に含めたことによって、ベルトン・ルールは更なる批判にさらされることが予想される<sup>(22)</sup>。

本件ソーントン判決において、法廷意見は、乗員を逮捕した場合だけでなく、準乗員を逮捕した場合であっても、ベルトン・ルールの適用があるとしている。そして、自動車を降りた後で逮捕された者が、準乗員にあたるかどうかについて、法廷意見は、「逮捕及び搜索時点での同人と自動車との時間的・空間的關係によって判断」と述べている<sup>(23)</sup>。

確かに、この判断を厳格に行うことによって、ベルトン・ルールの広範な適用を制限し、妥当な結論を導くことも可能なように思われる。しかし、本件で、法廷意見は、逮捕時点において、自動車と時間的・空間的に近い関係にあったことを被告人自身が認めていることを理由に同人が準乗員にあたりと判断しており、どのような時間的・空間的關係にある場合に、被逮捕者が準乗員にあたるかについて、具体的な基準を示していない<sup>(24)</sup>。したがって、現時点では<sup>(25)</sup>、この点について、反対意見の指摘するように、事案ごとの判断によらざるを得ないが、これでは「明確なルール」の本来の趣旨に反する結果となりかねない<sup>(26)</sup>。

本件ソーントン判決の法廷意見が、ベルトン・ルールを拡張するものであるかどうかは別としても、準乗員に該当するか否か——すなわち、同ルールの適用が認められるか否か——を判断するにあたって、「逮捕及び搜索時点での同人と自動車との時間的・空間的關係」という、現場の捜査官にとって事案ごとに判断せざるを得ない事情を採り入れたことによって、同ルールはある程度明

(21) これらの批判の概要については、次の文献を参照。David, *supra* note 9, at 290-94.

(22) See e.g., Jason Lewis, *To Serve and Protect: Thornton v. United States and the Newly Anemic Fourth Amendment*, 56 MERCER L. REV. 1471 (2005).

(23) See *Thornton v. United States*, *supra* note 7, at 622.

(24) See *id.* at 619.

(25) 今後、「逮捕及び搜索時点での同人と自動車との時間的・空間的關係」についても、例えば、「自動車を降りてから5分以内、自動車との距離が10メートル以内」などのように、明確化される可能性もある。

(26) See *Thornton v. United States*, *supra* note 7, at 636.

確性を失ったように思われる。

## 2 逮捕に伴う無令状の搜索が認められる理由 ——スカリア裁判官結論同意意見

本件において自動車が搜索された際、上告人は、自動車の内部又はその側にいたのではなく、手錠をかけられ、捜査官のパトカーの後部座席に閉じ込められていた。このような具体的な事実関係を考えた場合、同人が自動車から武器または証拠物を奪い取る危険性——従来、連邦最高裁の判例によって、逮捕に伴う搜索を正当化する理由とされてきたもの——は、極めて低かったといえ、スカリア裁判官はこの点に重点を置いた結論同意意見を執筆している<sup>(27)</sup>。このスカリア裁判官の意見に対し、レーンクイスト長官はその意見の脚注において、本件で判断が求められている問題ではないとして牽制しているものの、この脚注部分に多数の同意が得られなかったため、この部分は法廷意見を構成していない。このスカリア裁判官の意見は、先例の解釈について、法廷意見と見解を異にしているだけでなく、自動車の乗員及び準乗員を適法に逮捕した場合に、それに伴い自動車内部の無令状の搜索が許される理由について、独自の見解を披露しているので、以下、簡単にみておくことにする。

スカリア裁判官は、まず、法廷意見が、本件のような事案において捜査官の身体に対する危険及び証拠隠滅の危険を肯定したことに対し、批判を加えている。すなわち、手錠をかけられ、パトカーの後部座席に閉じ込められていたが、上告人は、そこから脱出し武器または証拠物を手に取ることができた、と考えたとしても、そのような危険は、チャイメル判決で搜索を合理的とするには不十分とされた危険——自室で手錠をかけられた被疑者が逃亡し、隣室から武器を奪い取る危険——よりも確実に大きいとはいえない、とする。

次に、法廷意見の結論を説明し得る理論として、本件では捜査官の身体に対する危険及び証拠隠滅の危険はほとんどなかったけれども、ベルトン判決のもと許される搜索は、一般に合理的なものであり、「明確なルール」のもとらす利益によって、具体的事案のもとでは合理的とはいえない少数の搜索行為が正当化される、というものが考えられるとし、これに検討を加えている。そして、このような理論による説明の妥当性は、自動車の座席部分が「当然に『被

(27) See *id.* at 628 (quoting Myron Moskovitz, *A Rule in Search of a Reason: An Empirical Reexamination of Chimel and Belton*, 2002 WIS. L. REV. 657, 665-666 (2002)).

逮捕者の直接の支配下にある場所』に含まれるとまではいえないものの、比較的狭い範囲であり、事実上一般的にはそのように認められる」とのベルトン判決の認識の精確性によって判断されることになるとする。その上で、自動車の乗員又は準乗員を逮捕した場合に、被逮捕者を手錠で拘束し、パトカーの後部座席に収容するという実務が広く行われている現在においては、ベルトン判決で示された上記認識は、精確性を欠いていると批判するのである。

以上のように、法廷意見を批判した後、スカリア裁判官は、ベルトン判決で許容された搜索が正当化され得るとすれば、それは、被逮捕者が自動車から武器または証拠物を奪取するかもしれないという理由によってではなく、単に、逮捕の理由となった犯罪と関連性のある証拠が自動車の中にあるかもしれないという理由によってである、と断じている。そして、自動車の中に逮捕の理由となった犯罪についての重要な証拠が存在すると考えるのが相当な場合のみ、ベルトン判決で行われたような搜索は許容されるとして、ベルトン判決をチャイメル判決の原則を踏襲したものとして位置づけることを否定するのである<sup>(28)</sup>。

このように、逮捕に伴う無令状の搜索を証拠存在の蓋然性によって正当化する考え方は (evidence-gathering rationale)、スカリア裁判官自身も認めるように、1950年のラビノビッツ判決を最後に、連邦最高裁の支持するものではなくなっている<sup>(29)</sup>。にもかかわらず、同裁判官が、自動車に対する搜索に限定してではあるが、逮捕に伴う搜索を証拠収集の観点から正当化しようと試みていること、及び、これに対し、法廷意見が正面から批判を行っていないことからすると、この問題領域に関する「明確なルール」について、今後、更なる議論が展開されるように思われる。

## V おわりに

以上見てきたように、本件は、具体的な事実との関係で、執行された搜索の適否が問題となった事案というよりも、むしろ、自動車乗員の逮捕に伴い許容される搜索の範囲につき「明確なルール」という判断形式を採用したために、困難な問題を生じた事案といえるであろう。このように考えた場合、本判決

(28) See *Thornton v. United States*, *infra* note 7, at 631.

(29) *United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56 (1950).

は、日本における逮捕に伴う無令状搜索の範囲についての議論——逮捕者の身体・生命の安全確保及び証拠隠滅・破壊の防止を主な理由とし、搜索の範囲を限定的に解する説(緊急処分説)と、証拠存在の蓋然性及び証拠の隠滅・破壊の防止を主な理由とし、同一管理権の及ぶ範囲の搜索を認める説(相当説)——にとって、直接参考になるものではないように思われる。というのも、我が国の判例は、個々の事案の具体的な事実関係にもとづく判断に重点を置いており<sup>(30)</sup>、また、学説の対立も、こうした判断形式そのものの変更を要するか否かという点についてのもの、というよりは、個々の事案を処理する際の判断基準をどのように設定するか——その意味では、チャイメル判決の基準は参考になる——という点についてのもの、といえるからである<sup>(31)</sup>。

しかし、個々の事案の具体的な事実関係のもと、捜査の利益とプライバシーの利益など被処分者の利益とを比較衡量し、妥当な結論を導くことの他に、捜査機関に対し行為規範を明示し、事前に適切な判断を行うことを可能にすることも司法機関の担う重要な役割の一つであることを考えると<sup>(32)</sup>、自動車乗員の逮捕に伴い許容される自動車内部の無令状搜索の範囲をめぐる以上のような連邦最高裁の動向をみることは、我が国において、当該問題について、どのような判断形式及び基準を採るべきかを考える上で、参考になると思われる。

(原田和往)

---

(30) 例えば、東京高判昭和44年6月20日高刑集22巻3号352頁、判時575号85頁、判夕243号262頁参照。

(31) この点、相当説をアメリカの「明確なルール」志向の強い見解とする見方もある。緑・前掲注(1)88頁参照。しかし、同説の「同一管理権の及ぶ範囲」というものが、現場の捜査官に理解・適用し易い基準といえるか疑問である。

(32) なお、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』589頁以下(弘文堂、1985年)参照。